

令和 4 年 9 月 28 日
武蔵野市立北町高齢者センター
あり方懇談会（第 1 回）

武蔵野市立北町高齢者センターあり方懇談会設置要綱

（設置）

第 1 条 武蔵野市立北町高齢者センターは、昭和 62 年にデイサービスと高齢者専用住宅を併設する施設として開設されたが、施設の老朽化、利用者像の変容、子育て支援施設の併設による機能の付加等、開設当初と様相が変化している状況を踏まえ、今後のあり方について検討する。その検討に資する意見を聴取し、助言を求めるため、武蔵野市立北町高齢者センターあり方懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

（所管事項）

第 2 条 懇談会は、次に掲げる事項について意見を述べ、市長に助言する。

- (1) 高齢者福祉サービスにおける武蔵野市立北町高齢者センターの役割に関する事項
- (2) コミュニティケアサロン（デイサービス）の現状と課題に関する事項
- (3) 小規模サービスハウスエリアに関する事項
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（構成）

第 3 条 懇談会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 地域福祉関係者 2 名
- (2) 施設ボランティア 1 名
- (3) 学識経験者 2 名
- (4) 公益財団法人武蔵野市福祉公社職員 2 名
- (5) 健康福祉部長の職にある者
- (6) 子ども家庭部子ども子育て支援課子ども家庭支援センター担当課長の職にある者

（座長）

第 4 条 懇談会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は、会務を総括する。
- 3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（会議の招集）

第 5 条 懇談会の会議は、必要に応じて座長が招集する。

- 2 懇談会の会議の議長は、座長とする。

(会議の公開)

第6条 懇談会の会議は、公開とする。ただし、市長が必要と認める場合は、非公開とすることができる。

(意見聴取)

第7条 懇談会は、必要に応じて委員以外の者に資料の提出又は会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(設置期間)

第8条 懇談会の設置期間は、その設置の日から令和5年3月31日までとする。

(謝礼)

第9条 委員（武蔵野市財政援助出資団体の職員並びに第3条第5号及び第6号に掲げる委員を除く。）には、懇談会の会議及びその他必要な打合せ1回の出席につき12,000円の謝礼を支払う。

(庶務)

第10条 懇談会の庶務は、健康福祉部高齢者支援課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和4年8月24日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。